

公立大学法人 横浜市立大学附属病院 臨床試験審査委員会要綱（手順書） 改正新旧対照表（2019年6月28日）

	旧	新
第4条第1項第3号(4) 審査委員会の構成	(新設)	(4) 専門委員の内、ファーマコゲノミクスに関する知識を有する委員：2名以上
第5条第3項第1号ク 審査委員会の業務	(新設)	ファーマコゲノミクス研究が予定されている場合には、その方法が倫理的・法的・社会的観点を含めて総合的に妥当であること
附則	(新設)	<p>1 本要綱は、令和1年6月28日から施行する。ただし、本要綱の施行日前に病院長になされた申し込み手続きその他の行為は、なお、廃止前の要綱の例による。</p> <p>2 公立大学法人 横浜市立大学附属病院 臨床試験審査委員会要綱（手順書）（平成28年9月1日改訂）は廃止する。</p>

以上